

議 事 録

(仮称) 鎌倉小町PJ

日 時：2024年8月25日（日） 17:00～18:40

場 所：鎌倉生涯学習センター 第6集会室

説明者：株式会社ラ・アトレ

：■■■、■■■、■■■

有限会社ケミカルデザイン一級建築士事務所

：奥村、■■■

株式会社ケイアンドケイ・デザイン・ラボ一級建築士事務所：小林

株式会社オリジナルワーク一級建築士事務所

：鈴木

出席者：28名

事業者1) 皆様こんばんは。お休みのところ、ご参席賜り誠にありがとうございます。鎌倉小町プロジェクト説明会ということで、先般7月6日に行わせていただいた説明会での、いただいた議議についての再度の説明会ということで、本日このような形で開催をさせていただいております。まずは私ども関係各社、自己紹介の後に、説明の方を行わせていただきたいと思います。本日議事進行、司会を務めさせていただきます株式会社オリジナルワークの鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

事業者2) 事業主株式会社ラ・アトレ開発第1事業部及び開発第2事業部次長の■■■と申します。よろしくお願いいたします。

事業者3) 同じく株式会社ラ・アトレの■■■と申します。ちょっとあの今日、足の指を骨折しまして、サンダルで申し訳ないんですけども。

事業者4) 同じく事業主株式会社ラ・アトレ、開発第2事業部次長の■■■でございます。よろしくお願いいたします。

事業者5) 設計関係の取りまとめを行っております有限会社ケミカルデザイン一級建築士事務所代表奥村俊慈と申します。よろしくお願いいたします。

事業者6) 同じくケミカルデザインのスタッフの■■■と申します。よろしくお願いいたします。

事業者7) 条例関係の手続きを協力させて頂いております株式会社K&K デザインラボの小林と申します。よろしくお願いいたします。

事業者1) では、先般お話をいただいております私ども事業計画の中でご質問をいただいております地下等の建物の件に関して、事業者側から解説をしながらご説明のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

住 民1) ちょっと待って、その前にこの今日資料をいただいたんですけど事業主と設計者と、それからあの関係者の全て住所と名前と連絡先を全て書いたものを、この資料に添付すべきじゃないかと。即ち説明会で事業主の名前も書いていない連絡先も書いていないという説明書の資料初めてですよ。

事業者1) はい。

住 民1) 条例手続き上いやまずいんじゃないですか、ちゃんと書いたものを配らないと。

事業者1) そちらに関しましては、先般より、これで4回目の説明会になりますけれども、1回目、2回目において、そちらに今ご指摘があった資料については、

住 民1) いや、私は初めてなんで、じゃあ今配ってください。私は初めて出たんで、それ持ってない。持ってない人に対しても、やっぱり説明する義務があるので、今、この会の終わりまででいいですから、資料を用意してください。

事業者1) わかりました。

事業主) 大丈夫ですか？あります？

事業者1) データはありますので持ってきます。はい。

住 民1) では、お願いします。

事業者1) では、事業者側からご回答させていただきます。

事業者2) はい。改めまして、■■■■からご説明をさせていただきます。前回の説明会で、回答できていなかったことを、大きく5つあると認識しておりますので、改めてご説明をさせていただきます。1つ目が地下の部分の計画について、2つ目が工事車両のお話、3つ目が井戸、井水の枯れについて、4つ目が埋蔵文化財の調査について、最後5つ目がプライバシーについて、以下5つでご説明をさせていただきます。

住 民2) すみません、いいですか。

事業者2) はい。

住 民2) えーと、私たちの認識は、別に前回質問が全部出尽くして回答していなかったものが5つあるんじゃないくて、最初に地下の話で、まあ議論がそこで行われている、ということです。今おっしゃった最初の4点は、地下をめぐる話ですので、そこはしっかりご説明していただきたいのですが、プライバシー、あるいはその他いろいろ、住民に懸念があるのですけれども、そこについては、まだ全体計画は説明を受けていませんので、そういう前提でまず4点をご説明いただいた上で、そこで議論がしっかりされたら、そののち残っている全体計画を説明していただくという順番だと思います。

事業者2) 畏まりました。はい、では1つ目、地下の計画についてご説明をさせていただきます。併せて図面等をご確認いただきながら、ご説明聞いていただければと思います。まず地下の部分の計画、ご要望としては、面積を減らせないかというところの要望を賜っているところで認識しております。しかしながら、前回まで、これまでの説明会の中でも、そちらについては非常に困難であるというところで回答をさせていただいておりました。で、今回に関しましても、改めてご説明をさせていただきますが、この計画におきましては、地区計画その他各条例に則る中で、地上部の面積というのは、今、もう可能な限り計画をしているという状態です。つきましては、どうしても地下の部分にも住戸等々を作らないと、我々も事業採算上成り立たないというところでございまして、そこはご理解をいただきたいというふうに思っております。また一方で、その本計画、地下につきましては、住戸もさることながら、駐車場に占める面積というのが非常に多くなっているというところでございます。で、こちらにつきましても、やはり各条例等々に則って計画していこうとすると、地上に駐車場を設けていくということは非常に厳しいという中で判断をさせていただいておりまして、地下に計画をしているというところでございます。なお、我々、地下に駐車場を計画するということは、地上に計画できなかったからという観点だけではなくて、むしろ音の対策であったりとか、光の対策であったりとか、交通の渋滞を避けるという意味では、地下に設けていくということは、むしろ良い案なのではないかというふうにも考えているところではございます。また、以前とかこれまでですね。説明会の中でも、敷地外の駐車場を取得してはどうだというところで、ご提案もいただいていたところではあるんですけれども、こちらにつきましても、最初に我々が申しあげました事業の採算というところを考えると、どうしてもマイナスな方にしか出てこないというところでございます。つきましては、こちらのご提案、せっかくいただいた中で恐縮ではございますが、ちょっとそちらの検討というのは、えーと取得させていただかずに、この場で無理だというところで、困難だというところで回答をさせていただければというふうに思っております。続きまして、

住 民2) いや、私、これ1回、あの一議論した方がいいと思うんですけど、前回のね議論では、なぜこういうふうになったのか、他にどういう案を検討したのか、説明してほしいということを言って、それについても分かりましたというふうにおっしゃったというふうに我々は認識しているんですけれども、なぜ本当にこういう案になったのかということについてご説明いただけませんか。そのために採算が取れないということなんですけれども、他にどういう案を検討して、その結果がどうしてこれが採算とれないのか。

事業者2) 本日、まあその他の案をお持ちしなかったっていうのは、例えばこの場でその議論のテーブルに乗ることができるならば、そういったご提案させていただこうとは思っていたんですけれども、いかんせん、事業採算上しんどいと、見せてしまっても絶対無理なものっていうところを提示するっていうのは、逆にあまりいいことではないのかなというところで、特段別の資料は準備しなかったというところでございます。で、別の案というのが何かと言いますと、もう極端に駐車場は地上に設けて、地下の住戸の面積をより広げた案であったりとか、もしくはそもそも地下の住戸の面積や駐車場の面積をどんと減らした計画であったりとか、そういったところも当初、かなり前ではありますが、検討はさせていただいたという経緯でございます。

- 住 民3) そうするとですね、前回ね、まあ一応その駐車場を借りたらというかね、いろいろ提案を申し上げたんだけど、前回はね、このPL計算、金の計算をね、何か纏まってないみたいで、説明いただいてないんですよ。で、今何、それを計算したら、採算が取れないとかって言ってたでしょ？
- 事業者2) はい。
- 住 民3) 数字は出せるの？要するにレンタルして、駐車場をレンタルしたら、これだけレンタル料がかかって云々ですね。あとあれだけ掘ってね、土砂を廃棄して、ダンプをやって何してこれしてね。費用がかかるわけで、そののだからトータルでのね、その費用計算ってのがやったの？前回はさ、やってないっていうことの話をお願いしたんだよね。なんでやんないのって私が言ったんだけど。
- 事業者2) 検討させていただきましたが、この場でその結果をご報告するということは、ご遠慮させていただきたいかなとは思いますが。
- 住 民3) いや、だから、計算してるんだったらさ、これくらいがあればね、赤字になるんでねこれは出来ませんとかさ。そういう言葉じゃなくてさ、ちゃんと数字で示してよって前回も言ったと思うんですよね。
- 事業者2) いや、数字でお示しするということについては、我々は了解をしたという認識ではないです。
- 住 民3) 了解してない。では、言葉だけで無理ですよ、で終わり。
- 事業者2) その意思です。続きまして工事車両の問題について、
- 住 民2) 工事車両っていうか、まず工事車両対策以前にその、工事の車両の、この前台数がありましたよね、台数の話が。そこも含めてお話ししていただくのであれば、そこは進めればやってくれればいいと思うんですけど、地下に関する話だから。
- 事業者2) わかりました。進めさせていただきます。
- 住 民2) あるいは地下をどうして5メートル掘らなきゃいけないのかとかね。
- 事業者2) 畏まりました。工事の車両のお話に移らせていただきますが、こちらにつきましては、まず先般こちらで実施させていただいた交通調査も含めて、状況を踏まえて、今後正式に決まる施工者とともに、その渋滞の懸念であったり、安全の懸念に対しての対応に努めていきたいというふうに思っております。で、安全の懸念に関しましては、これもこれまでに何度かご回答させていただいていますが、ガードマンの人員を、一般的な工事と比べて増やしていく話であったりとか、その配置の位置であったりとか、そういったところの検証を進めさせて、今後になりますが進めさせていただきたいというふうに思っております。また、その渋滞の懸念につきましては、車両の運行、搬出入の時間帯というところは、工夫をさせていただくべく施工者と協議を進めていきたい。つまり、調査をした結果、どうやらこの時間帯は交通量が少なそうだから多そうだから見えてきたところもございまして、そちらと踏まえて、この工事における搬出車両の時間帯というところの検討をさせていただこう、
- 住 民2) ですから、そもそももう1回、積算を説明してくださいよ。この前、そのトラックの様子を目途とかあったけれども、その根拠から教えてくださいよ。
- 事業者2) はい。だいぶ前にはなりますけれども、回答させていただいた内容は、8トンのトラックで、1日あたり3往復するような期間、
- 住 民2) いや、1時間ですよ。
- 事業者2) 1時間です。そうです。3往復するような期間が、3ヶ月程度を続くんじゃないかということで、前回までに回答をさせていただいた、た。
- 住 民2) あの最低で3ヶ月から4ヶ月っていうご説明でしたけど、今3ヶ月になったんですか？
- 事業者2) 3ヶ月から4ヶ月の方が正しいです。
- 住 民2) 最低でも、最低で3ヶ月。その根拠を教えてくださいなんですけれども。

事業者2) 根拠になりますと、なかなかこれも細かい根拠というのではないんですけども、今の前提というのは、我々の計画で地下を掘る部分を、全くゼロ、真っ平らなところから全部掘ったとして、それを全て搬出するとして、その量、搬出量というものを仮に計算をさせていただいて、それに基づいて、台数を出してきたというところでございます。

住 民2) だからもう少し数字を、およそでいいから数字を言わないとね。皆さん不安、私たちも不安だし、どういう前提、要するに何m掘る前提なのか、

事業者2) はい。

住 民2) それから、あるいは、週何日、週休2日なのか、週休1日の計算なのかとかね、それから何時から何時までその搬出をする計画なのか、そういう積算根拠をご説明いただけますでしょうか？

事業者2) 畏まりました。まず、その導き出された搬出量については、今、手元にありますので、ちょっと時間をおいてから改めて回答をさせていただきます。で、先に時間なんですけれども、仮に朝の9時から夕方18時まで作業をするとして、算出になっております。これはあくまでも施工者とともに実際の作業時間を取り決めてからではないと正式には決まらないので、あくまでも仮の想定になります。

住 民2) 要するに9時間ってこと？

事業者2) そうです。

住 民2) 昼休み入れずに9時間やるってこと？

事業者2) そこは、昼休みという概念はないですね。そうですね、9時間ですね、はい。

住 民2) 9時間かける3往復ってことね。

事業者2) そうです、はい。

住 民2) それは、週何日ですか？

事業者2) 週休は、いわゆる施工者の中でも、4週8休、4週8休という言葉があるんですけども、法の改正等もありまして、それを満たす条件でシミュレーションをさせていただいております。

住 民2) それは、ちょっと素人に分かりやすく説明して、

事業者2) 基本的には土日お休み。祝日は稼働するという条件です。

住 民3) ちょっと確認なんですけどね、搬送される業者さんは、もう御社としては決められて、それで話を進めているという認識でいいですか？

事業者2) まだ決めておりません。

住 民3)ということはなに、そちら側の机上の計算だけ？

事業者2) その具体でお声がけ、その検討のお声掛けをさせていただいたゼネコンさんはいらっしゃいますけれども、そのゼネコンさんに例えばこの建物の本施工をお願いするとか、そういった段階には全く至っていないという状態です。

住 民3) ただ現実にはね、実際工事される搬送運送会社とか、搬送会社、それとちゃんとさ決めて、そこで見積もりとかね、その搬出方法とかね、今言われた何時間とかね、どうやるのかね、それを早く進めないとかね、机上だけでさ、やってたって、たぶん覆っちゃうよ。

事業者2) 我々もそのステップまで早く進みたいと思っているので、そこに行くためにはどうしてもこのまちづくり条例上の手続きを終わらせて、開発条例のところまで進まないといけないというところもありますので、現段階でできる回答として申し上げます。

住 民1) ちょっといいですか、私今日初めて出たんですが、小町1-8-12で駐輪場をやってまして、小町サイクルパークと言ってそこの運営責任者なんですけど、この計画全く知らなくて。それで、この前、ふれあい地域懇談会で、私、自治会長なんで、地域の問題を市長と話し合うという中で、この件が出まして、初

めてこの地下でこれだけ掘って、トラックが今台数出ましたけど、大変な量の土砂を運ぶためにトラックが行き来するということが初めて聞きましたね。で、このまちづくり条例の手続きは終わったって言うんですけど、

事業者 2) いや、まだ終わっておりません。

住 民 1) そうですか。だけどね、なんで私たちに声をかけてくれないんですか？私、あそこで事業者として、しかも駐輪場ですよ。で、うちの駐輪場は、あそこの通りを通ってくる自転車、バイクがほとんどでして、定期利用は682台、一時利用は130台の駐輪場なんです。それで、そこに多くのお客さんが、二階堂とか浄明寺とか、十二所の方から来るので、今回の現場の前を通って、うちの駐輪場に毎朝、平日ですね、まあ土曜日は、土曜日はまた来ますけど、学生さん含めて、主婦の方、たくさんの方が駐輪場を利用するんですよ。で、このトラックが、8トントラックが、最初出たときに1時間に3台もね、3往復ですか、驚きました。それで、手続き上瑕疵があるんじゃないですか。なんで、こういう近くにある駐輪場に対しても、早い段階で説明会やりますという声かけをしないんですか。住民だけに声かけして、影響を受ける事業者に対しては当然説明会やりますってことを言って、この計画について告知をして、意見を聞いて調整して、それで進めていくのは筋じゃないですか。私、自分でそういう場に出ていなければ、この計画を全く知らないままここへ来ちゃったんですよ。で、それ、市の方にも問い合わせたんですけど、まちづくり条例の手続き上、やっぱり利害関係者にはきちんと説明をして、同意を取らなきゃいけないと思うんですけど、うちの駐輪場に関しては、チラシが1回も入ったことはありません。説明会やるっていう。これは、瑕疵があるんじゃないですか。この計画上、だって682台定期利用、1日利用130台の駐輪場ですよ。それで自宅の前を通って皆さんが出入りしてるんですよ。それで影響を受けるわけで、全く何のご挨拶もない。だって電信柱を工事するんだって挨拶来ますよ、東京電力は。それは自宅様は全くうちに対しては挨拶がない。で、まちづくり条例はもうほとんど終わりじゃないですか、これ。この段階になって私たち、しかも自分で初めて知ってこれ出てきたんですよ。その利害関係者に対する説明責任というものはないじゃないですか。これやり直しじゃないか、計画そのものを。そのことに対してどう考えているか、釈明を聞きたいです。

事業者 1) はい。すいません。そちらに関しては私、オリジナルワークの鈴木からご回答いたします。鎌倉市まちづくり条例に関しましては、事業計画地からある一定の範囲に関して計画の周知、また、そこに存在する自治会、町会、またはまちづくり会の方に対して説明義務を求められております。さらに言えば、現地、今回で言うと当該地の西側と北側、ごめんなさい。西側と東側の道路面にお知らせ看板を掲示しております、そこに説明会の日程を都度記載をさせていただいている次第でございます。今、私どもの方に対して事業上、そういったものが手続き上、瑕疵があるのではないかとご意見を頂戴しましたけれども、基本的に条例の話をさせていただくと、私どもが周知している範囲に関しては特段問題はございませんという認識でございます。ただ、今、そういうお言葉を頂戴しましたので、今回、このまちづくり条例につきましては、現段階で私ども事業者が計画をしている建物の周知を行わせていただくということが前提でございます。今、お話しした内容ですと、例えば工事に起因する内容ですとか、今後そういったところがメインになるのかと思うんですけども、これは今お手元にある資料7月6日付けの資料になっておりますけれどもこのオレンジ、ピンク色のまちづくり条例の次にございます、鎌倉市開発事業における手続き及び基準に関する条例、基準等に関する条例、こちらにおいてまた細かい話をさせていただく形になります。現時点ではまだ工事の概要も正式に決まっております、私ども現時点でお話ができる内容としては計画の概要ですとか、建物の概略こちらに関しての説明の時期でございますので今お話を頂戴しましたので、まあご出席いただいた方については積極的に今後もご周知、計画のお話はさせていただければと考えております。

住 民 1) いやだから条例上はそうになっていることは分かるんですけど、今何時から何時までトラックがね、あれするかとか、うちの駐輪場の利用者の多い時間帯というのは全て把握してますんで、それで最近ママチャリでお子さんを後ろに抱っこして前に小さいお子さん乗ったような自転車が多いんですよ。それが8トントラックが1時間に3台3往復もするところを通ってくるわけですよ。ですから極めて深刻な問題なのできちんと打ち合わせさせていただきたい。つまり事故があつてからで遅いのでね。で、全然今まで連絡なかった。驚くべきことです。やっぱりこれだけのトラックが出入りすることとなれば、地図上これ見たって小町1-8-2、うちの駐輪場出ますからね。今後は是非ですね、積極的に連絡をいただきたい。それから協議させていただかないと、何時から何時までこのトラックが通るのか。そしてあの一、どういふような形でガードマンの人が配置されるのかちゃんと聞いてからでなければ、私たちお客さんに対する

お金を預かって、自転車預かったりバイク預かったりする以上責任があるので、命にかかる問題なのできちんとさせていただきたいと思います。

事業者1) 承知しました。いずれにしても施工会社が決まりましたら詳細の計画が出てまいりますので。そういったところに関しては引き続き皆様方にご説明をしたいと考えています。

住 民4) ちょっとすみません。補足させていただきますけれども、今ね、お話がありましたね、市長を含めた懇談会が7月の26日にありましてですね、その2カ月くらい前に、我々自治会長のところへですね、課題がありませんかっていうことで資料が来るんですけども、で私が、この会合でですね、この議題を出させていただきました。で、えーと我々はですね鎌倉東という地域なんです、自治会が。19あります。皆さんどなたも知らなかったんです。それで今日初めてですね、出席いただいているんですけど。皆さんの、19自治会の会長、皆さん誰も知らなかったんです。びっくりしてますよ。何だと。で、この19自治会というのはですね、あなたたちがトラックを走らせようとしている、ずっとここからですね、あの小町のところから朝比奈峠、ここまでの道に沿って狭い所があるんです。そこまでの自治会です。ずっと関係するわけですよ。あの渋滞、この交通渋滞と、危険極まりないトラックが往来するわけですけど、皆さん驚いてましたよ。ですからこの反応はね、そのね条例に基づいていいんだという、そんなね、甘いことでこの事業を始めようとするんだったら、大間違いなんですよ。前々回、私がお話ししましたように、これはね市民運動になりますよって警告しているでしょ。どうして分かんないんですか。採算は分かりますよ、採算は。ですけど、ね。これ途中で頓挫しますよ、下手すると。ちゃんとしなさいよ、その辺のところを。法律と条例があつてりゃいいって話じゃないんですよ。それから、市役所、警察、行ってます僕ら。彼らが言うのはね、問題が起きないと動かないんですよ。で、問題が起きたとき何かというと、地震でもそうですよ、想定外だっけこう言うわけですよ。それで新しい法律なり、条例なり作りましょうと。そんなのは遅い。我々少なくとも鎌倉こうやって住んでるね。我々はそんなこと許しませんよ。冗談じゃないと。だから言ってるんです。事故が起こる前にちゃんとときましょと。だから皆さんとお話ししましょうと。どうやってやろうか、ね。知恵を出して。だけどどう見たって知恵を絞っているようには見えませんよ。ただただ採算だけ。だめですよ、こんなのは。だからどんどんどんどん増えてきますよ、これから。自治会の会長がどんどん来ます。それから昨日私の自治会は総会を行いました。皆さんにお話ししました。で、必要があれば署名も求めますよ。で、どんどんどんどんそういうことになってきます。もつともつと真面目にやってくださいよ。全然真面目だと思いませんよ本当に。ということです、今の現状は。

事業者1) ありがとうございます。

住 民4) はい、どうぞ

事業者1) 一応私共も事前にこの計画看板を出す前にですね、当該計画地の町会長様並びに私共の西側の町会長様の方には一応ご挨拶はさせて、ご連絡させていただいておりまして、資料も事前にお渡し等をさせていただいておりまして、その19ある町会全てに関しては、大変申し訳ないんですけども周知は行っておりませんでした、少なくとも当該計画地並びに隣接町会に関しては事前のご挨拶だけはさせていただいたということだけはお伝えをさせていただきます。

住 民1) だけどこれあの建物の計画だったらそれでいいと思うんですよ。だけど今のねトラックはこれだけ出入りするような大変な計画になっちゃってるわけで、そうなってくると全然違って、つまりうちみたいな駐輪場があるでしょ。それからあそこには教会もありますよ。教会は信者の人たちもね、かなりの人たちが雪の下教会出入りしてます。それからスーパーがあって、スーパーに買い物に来る方々も出入りしているしね。いろんな事業者があるわけですよ、事業所が。そういう関係の人たちに対しても、これだけのトラックが出入りすることになりますと。しかもあそこは日中一方通行の道から駅へ出るという道が辻説法通りからありますので、そこら辺のね、交通量の問題に関してきちんと周知をするという手続きをしないと、この計画自体、建物がどういう建物ができるという問題と別にですね、この車の、大量のこのトラックが出入りする問題に関しては、単に今おっしゃった周辺の自治会、隣接者に説明するだけでは済まないと思いますけど、やっぱりこの地域の、この道を利用する多くの事業所を含めて、人々に対して、このトラックがこれだけ出入りするので、それに対して安全性が担保できるでしょうかということをはきちんと周知してからでなければ、この工事を始めるということは非常にまずいと、思いますよ。それが全然やられていないじゃないですか。

事業者1) ですから先ほどお話しさせていただきましたように、今お手元に資料があるかと思うんですが、こちらお手元の資料のですね、スケジュールのところの、今まさに私どもこのピンク色の帯のまちづくり条例のお話をさせていただいている段階でございます。で、今工事のお話を承りましたけれども、これは今後この次のステップ、黄色いところになりますと、私ども鎌倉市とも各課の協議を行って、工事の安全上の話とかも含めて行ってまいりますので、申し訳ございません、この段になればそういった細かいお話はさせていただきたいということは、今日初めてご出席ということでございましたので、前回の前々回の説明会等でもお話をさせていただいた内容でございますので、全く工事に関して説明をしないと、このままやりますというお話をしているわけではございませんので、現時点で施工会社が決まっております。私共としては、当然施工会社が決まって、今の工事時間、そういったところを精査した後に、きっちりそういったお話し合いはさせていただきたいと考えている次第でございます。これからもよろしくお願いいたします。

住 民2) あのね、これはあの、工事のね、工法の話ではないんです、皆様が気にされているのは、この建設計画そのものが、非常にあの、大量なその交通、大量な交通量をもたらすということで、工事の計画そのものを見直さない限りは、あつ工事じゃない、建設計画そのものを見直さない限りは、安全が確保できないんじゃないか。それから、えーと2回前か3回前の事業者さんから、いや迷惑はかかるもんなんです、当然なんですというお話がありましたけれども、それは住民にとってはそんなもん迷惑はかけてほしくない話なので、ね、そんな当然だっていわれちゃ困るわけですよ。そうするとその、地元に対する負担を減らすために、建設計画それ自身をどうやって見直せるかというのが重要だと思っています。それだけ、あの要するにすぐ皆さんはその工事の方法だからということなんですけれども、建設計画そのものが、この交通に対する負担ということをもう避けられない形で、膨大な負担をもたらすものになっているということについての懸念だということは、改めてここで申し上げたいと思います。その上でね、ちょっとその今続けられてますけれども、具体的な積算根拠を教えてくださいませんか？

事業者2) はい、失礼いたしました。8000 m³の搬出の想定で計算をしております。

住 民2) それはどういう、面積と深さ？

事業者2) そうです。

住 民2) 8000 m³。

事業者2) はい。

住 民2) それは断面積と深さはそれぞれどのくらいですか？

事業者4) 断面積と深さ？

住 民2) m²というのは要するに断面積かける深さですよ。それぞれどういうふうに見積もっているのですか？

事業者2) 建築面積が。建築面積が1200 m²。今の時点での建築の計画の建築面積が1200 m²。で当初、我々5mから6mほどの深さの地下1階に、と及び基礎を含めるとその程度になりますというところで、

その掛け算をするとまだ8000 m³よりちょっと少ないんですが、そこまで正確に掘れるわけでもないんで、ある程度のバッファというか、見させていただいて8000 m³という回答でございます。

住 民2) それで8トン車というのは車両総重量ですよ？8トンというのは、

事業者2) 積載量。

住 民2) 積載量じゃないでしょう。大型車も、

事業者2) 失礼しました。間違えてるかもしれません。

住 民2) ここで言ってる8トン車というのは私の理解では積載量じゃなくて車両総重量じゃないですか？

事業者2) あーすみません、確認させてください。

住 民2) 確認していただけますか。それがないと話全然違いますよ、話が。

事業者2) ちょっと、もし間に合えば。

住 民2) 間に合えばって言われたって、それがないと話すまいでしょ。交通量についてね。そのいや、8トンの、積載量8トンで計算されてたらそうだけでも、車両総重量だったら積載量は多分5トンとか4.5トンのはずなんですよ。だって、倍になりますよね、時間が。だからそれは全然、看過できない違いなので、ご確認いただけませんか。

事業者2) 畏まりました。

住 民2) 今すぐわかるでしょ。調べたって。車両総重量でしょう。

事業者1) いや、積載、我々が呼んでいる一般的な8トン車というものが、車両の重さとしては、やはり十数トン。

住 民2) いや、そうじゃない。大型車通行止めですよ、あそこは。

事業者2) そうですね。

住 民2) 大型車というのは積載量8トンなの？

事業者1) そうです。最大積載量が8トン、8トン以下ですね。8トン以下のもので、車両の重量というのはまだ別になりますから。

住 民2) あー、じゃあ違うんですね。そこは8トンという前提では、そこはそうなんですね。

住 民5) 車の幅は8トン車だと、どのくらいになりますか？幅、横幅。

事業者2) 幅というか、長さみたいなイメージでよろしかったですか？

住 民5) いや、車の幅ですね。

事業者2) 車の幅、

住 民5) 幅。

事業者2) 車の幅は、約2m以上、2000、2メートル300、30センチとか、2メートル20センチとか、その程度でございますね。

住 民5) 普通車が今184くらいですよ。鈴木さんも熱い中、この前ね、回っていらっしゃったと思いますけど、危ない思いはしなかったですか？

事業者1) 私ですか？

住 民5) ええ。

事業者1) 特に、あそこの小町通りを。さほど通行する機会が少ないので、

住 民5) そうですか。私なんかもゴミを出すんですけど、あそこに2m、こっちに普通車が来る。もうはっきり言って通れませんよ。無理です。ゴミ出すんだって、もう本当に怖い思いしながら出しているぐらいなんですよ。だから2mの車なんていうのは本当にとてもじゃないけど、あの30キロ道路に通るってことは法律的には問題ないんですか？大丈夫なんですか？ダンプですよ？

事業者1) 8トン車、一般的なダンプと呼ばれるものは、車両積載量10トンを超えるような大型の車高の高い車を一般的にダンプと呼んでおります。8トンですと今、私ども一般の普通免許でも運転できるものになっておりまして、あそこの道路につきましては大型の規制は確かにございますけれども、その中型、小型に関する規制はございませんので、ちょっとすみません、ちなみに他の車両を調べてみますので。ちょっともし、他のお話があればしていただいて。

住 民) あとですね、安全対策と渋滞対策ということなんですけれども、どの範囲を、安全対策と渋滞対策を今取り組んでいるんですか？

事業者2) その範囲につきましても、まだ決定したものはないんですけれども、これから状況を鑑みて決定させていただきたいと思います。

事業者3) いずれにしても、皆さんの本当、ご懸念されているということは、この説明会を何度か通じて、よく我々も理解をさせていただいていますので、いずれにしても事故が起こったりするというのはもう、当然皆さんご懸念されている以上に、我々事業者側、建設会社も間違っても事故なんてことが起こることが一番問題ですし、もちろん皆さんにご迷惑を出来るだけおかけしないっていうことを踏まえて工事をしていきたいと思いますし、その辺については各、先ほどおっしゃられたようなご関係の方々との今後ご意見をいただきながら、先ほどから説明しているように時間帯だったり、ガードマンの数だったり、今のお話のようにどの内容をきちっとガードするのとかかですね、今後まだ時間もあるのできちっと取り決めをして、できるだけみなさんのご心配がないように、もちろん事故が間違っても起こらないようにということに進めてまいりますので、それはまたいろいろご指導をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

住 民1) いや、あの今こちらの方が説明されたゴミ出しのときに危ない思いをされたけど、うちの駐輪場に来る方でもバイクで事故を起こして車んとこ突っ込んだりったりね、それから自転車であついたりっていう人がいるんですよ。本当に狭いですあそこ。それで、皆さん本当に朝、電車の時間があるので、一刻争う形で急いでこいで来てくるんですね。夕方は帰る時間、それから学生さんは昼間、通行してくるんですよ。で、学生の車両も非常に多くてですね、朝とか早い時間やらないとおっしゃるかもしれないけど、学生さんは昼間にたくさん来ますんで、パートで出る方は日中かなりの人たちが来ますんで、あの狭い道にこれだけのトラックが出入りするというのは、私はもうとても気がかりで、はっきり言って、やっぱりこんな工事はやめていただきたいですね。責任を持てないですよ、うちの利用者の命を考えても、これだけの期間にこれだけの車両があそこに入出入りするということに対して、本当に大丈夫なんですかね。事故があつてから今、まずいっておっしゃったけど、だって過去だって事故が起きてるんですよ。本当に止めてもらいたいというのは正直な気持ちです。

住 民2) これね、今の答え全部答えてください。

事業者1) その前に、間違いじゃなくて、整理をさせていただきます。先ほどの8トンと積載の関係。

住 民2) いやいや、その前にね、まずお答えしてからやりましょうよ。

事業者1) そうですか、はい。

住 民2) せっかくそういう話があるんだから。

事業者2) 大変申し訳ないんですけども、改めて主旨を確認させていただきたいんですが、やはりその事前に決める前のご相談であったり協議であったりとか、起きてからでは遅いという発言に対して、本当にそのそういう我々としてはそういう回答しているものの、まだ我々のその覚悟の程度でしたりとか、そういったところに温度差を感じるというようなご意見だったというふうに認識してよろしかったでしょうか？

住 民1) そうです。それとね、これから開発手続き条例に入るから、そこで各課協議やるので、きちんと対応して来るんですけど、まちづくり条例の主旨は、できるだけ早い段階で市民に周知をして、市民と共にこの計画について考えるという主旨なんですよ。ですから、まちづくり条例の主旨から言うと、早い段階でいろんな人にこの計画について周知をして、それで市民を交えてこの計画についてどういうものかということ協賛して、それでそこらへんのある程度の合意形成ができれば、次の具体的な条例に入るわけだけど、まだ終わってないとはいえ、このピンク色を見るともうほとんどこの終盤に来た段階で私たちは初めて知った、それから先ほど言った17自治会の人たちも知らなかったという。これは私、瑕疵があるとさっき言ったのは、その条例上の条文のどこに引っかかるということはないかもしれないけど、だけ早い段階でそれだけのトラックが出入りする計画になるんだしたら、周辺に対してきちんと周知をして、周辺の人たちの意見を聞いて、どうしたらいいかということは、話し合いしていくということを、この条例手続きに入ってからじゃなくて、まちづくり条例の早い段階で本来であればやるべきであったとそう思いますよ。条例の主旨はそういうことなんです。

住 民4) それをちょっと説明します。このトラックの出幅が2.3mで、大型バスが今2.5mちょっと調べたらね。30センチですね違いが。で、あそこの道はですね、三が日、バスが通るんです。で、どうやってバスが通れるか。通行止めするんだあそこ。一般車両。それでバス、あとは緊急車両ですよ、あとはタクシーがあるんです。そうやって使っているんですよ、あそこ。我々は、事故がないように。そういう道なんですよ。それから、あそこだけじゃないですよ。ずーっとね、朝比奈峠、あそこまで繋がっているんですよ。

で、朝比奈峠の渋滞、すごいものですよ、土日でも平日も。ずーっとなんです。さっき申し上げましたよね。ここ、ずーっと繋がっている自治体、全部関係してくるんです。だからそこに話しなかったらダメですよ。後になってボーンと出てきますよ。もう今から始まってますよ。だから申し上げているのは最初からアプローチの仕方が違いますよ。こうやってね、条例にあってね、条例というね、なんだあの、その引っかかってるか引っかかってないかで判断がまずまず間違ってるんです。出だしが間違ってます。だから頓挫しちゃいますよこれ。無理してやったら。

事業者2) 改めてそのこれまでの我々の対応の仕方、具体的に今の話でいうと、お声掛けをさせていただく方とか、そういったところに不備があったり条例に不備ではないものの、至らぬところがあったというところで厳しいご指摘いただいていると思いますので、そちらについては、あの、こちらからもお詫びをさせていただくとともに、これからの進め方というところは、いただいたご指摘に十分配慮して進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますということです。

住 民3) 前回もね、前々回も言ったと思うんだけどね、あそこの通りね、ね、要するに宅配のね、業者が、定期的に来るんですよね、宅配業者。結構大きなトラックね。そしてあの近くにセブンイレブンがあって、そのセブンイレブンがまた大きなトラックでね、搬送してくるわけ。で、なおかつね、この通りをずっと行ってね、八幡宮に曲がるところの通りがありますよね。ですよ、で、あそこはね、普通の乗用車が、こないだ言ったと思うんだけど、普通の乗用車がすれ違うのがギリギリなんです、狭くて。あそこの八幡宮に曲がるところのね、あの辺の道はちょっと狭くなっててね。だからそこにね、今言ったね、2.3mだかなんかのね、そのダンプがね、来たらね、もう交通の車は流れないんですよ。さっき言われたようにね、そこから先ずっと十二所の方までずっと繋がるわけだからね。それでほらこないださ、交通状況を確認したかって私が聞いたときにね、業者さんがやりましたって言ったじゃない。じゃあ、あなたの目で見たのかって言ったらね、まあそのとき見たって言ったのかな。その業者さんの言葉のレポートがどうなっているのか知らないけど、実際の現場を見てね、宅配の大きなトラックがね、止まって、その脇をね、2.3mのダンプが通れるとは思えないんだよ。そしたらその前後はずっと渋滞ですよ。うちの前もだから夕方ね、5時過ぎとかなんかでね、渋滞するんですよ。車がね、乗用車がね、普通の乗用車。それなんでって言ったらさ、ちょっと先にね、宅配のトラックが止まっていて、反対から当然車が来るじゃないですか。だからこっち方向のね、宅配の後ろから抜けるのにずっと待ってるわけ、宅配の後ろで。ね。だから一番注意してるのはね、ね、業者に任せたと書いたけど、ちゃんと自分の目で見て、ね、普通の日の混雑具合、土日の具合、それから宅配業者がどうなっているのかね。宅配業者も決まった時間に来ますから、その時間に必ず渋滞してさ、うちの前にずーっと車が行列になっちゃって、うちから車出せなくなっちゃう。

住 民2) これいいですか、もう一回その再質問ですけども、これ改め調べ直すとね、このゼンリンの解説によると、まず大型車の定、大型貨物自動車の定義は、最大積載量が要するに6.5トン以上だめ、8トンなんてありえない。それから車両総重量は11トン以上なんですけれども、さらに、大型車両通行禁止の規制対象のトラックには、特定中型貨物自動車も当てはまると書いてあるので、特定中型貨物自動車もダメなんです。特定貨物中型自動車の定義には、最大積載量が5トン以上は特定中型なんです。車両総重量は8トン以上。ということは、あそこで通れるのは最大積載量が5トン未満のものになると思うんですよ。それが正しいとすると、先ほどご説明された前提が抜本的に狂ってきて、車の台数は要するに8トンじゃなくて1.6トン、8トンじゃなくて5トンしか積めないの、1.6倍になるんじゃないですか。ちなみに、特定中型も幅が2.5mあるんです。別に全然中型でもなんでもなくて。だからそこら辺が、前提が全く違うんじゃないですか、計算の。

事業者1) すいません。あの、今ご指摘あった内容というのが、運転免許証の兼ね合いとも絡んでくるところなんですけれども、実際、一般的にまだどの車両を使うかというのは、

住 民2) そうじゃなくて、どの車両じゃない、これは単純計算なんだから、運転免許と関係ないんですよ。要するに8000㎡の土砂を積み出すのに、あそこで許容されるトラックだと、何台分あるんですかっていうね、まさに中学校受験の簡単な問題の話なので、そこでその車種が決まってないみたいな擦り替えをしないでください。私がこのゼンリンが言っていることは、違うんだったら違うと言ってもらえればいいし、正しいんだったらやっぱりこれは極めてお粗末な計算だということです。どっちですか。

事業者2) えーと、私もその施工者にお声掛けをした際の回答として、そのそこら辺の細かいところまで深く確認をせずに、いわゆる8トン車だという言葉だけをいただいている状態です。その8トン車というのが今日議

題に上がったその総重量なのか、積載重量なのかというところについては、やはり改めて確認をさせていただきたいと思っております。

住 民2) そうするとさっき8000 m³の最低3、4ヶ月というのが、最大積載量については、どちらの前提に立って計算されているんですか？8トン車なのか、最大積載量を8トンで計算しているのか、それとも5トンで計算しているのか。

事業者2) そこも含めて確認をさせてください。そしてその結果、計算結果が変わってしまうのか、どちらかの、どちらだったとしても、その計算結果として成り立っているのかも含めて確認をさせていただきます。

住 民2) それはじゃあ、業者に聞いているんですか？最大最低3、4ヶ月、往復3台というのは業者が言っている話なんですか？

事業者2) そうです。

住 民2) じゃあそこは、全然我々を納得させることは皆さんおっしゃられなかったわけですね。そういうことで、これはもう次回に繰り越してことで。

住 民3) その業者っていうのは現場も見えていないし、ね、見ていないんでしょその業者さんまだ決まっていなくて言っているから。

事業者2) いや、現地は見えてはいただいています。

住 民3) で、土地は見たの？

事業者2) 見てはいただいています。

住 民3) で、8トン車が使えると言っているの、その業者は？

事業者2) それは、あの、行政の条件等々。

住 民3) いや、業者が8トン車でやりますっていうのをアグリーしているのか、

事業者2) その業者についてはその前提です、はい。

住 民2) まあだから8トン車っておそらく特定中型より下の車っていう意味なんですよ。その大型でもね、大型とその中型の間には8トンって数字は出てこないんですよ。大型の定義は最大積載量は6.5トン以上だし、中型は6.5トン以内なんです。いずれにせよ、大型と中型の間は6.5トンが境になっている。最大積載量で言うと、それで中型の中でも特定中型と普通の中型というのがあって、それは5トンが境目になっているんですよ。だから、最大積載量が8トンという区切りはないんですよ。じゃあ8トンとはどこに区切られているかということ、まさに、車両総重量で特定中型と一般の中型は8トンなんですよ。だから、えーと、まあほぼ確実にこれは最大積載量が、8トン車というのは、車両総重量の8トンだと思います。で、確認していただいて、それはなぜ3、4ヶ月っていう根拠になるのか。8000 m³、であれば、それは、だから、一定の、その1 m³あたりの、その土、の重さについても一定の前提を置いているはずですよ。それも皆さん詰めてないんでしょ？今の話だと。業者が言っているやつを右から左に言っているだけでしょ。

事業者2) 今、ごようの細かいところまでは、

住 民2) 細かいんだよ、全然。本質的な話なんだよ。そういうことがあるからね、皆さんその非常に不安なんですよ。大丈夫だ、大丈夫だって言って、全然考えてないでしょ。

住 民3) 業者がまだ決まっていなくてしょ？

事業者2) 決まっていなくて。

住 民3) 具体的な話なんか何もできないでしょ。

事業者3) 予定は決まってるんです。施工予定者は決まっています。

住 民3) 施工業者が決まっていなくてしょ？

事業者3) 施工予定者は決まっています。ただ契約をしてませんし、もちろん今の段階で見積もりもしてないので。

住 民3) その業者は現場を見てるんですか？

事業者3) もちろんです。見てます。

住 民3) 見てる。

事業者3) はい。

住 民3) 通りを全部見てる。

事業者3) もちろんです。もちろん、現場を何度もきちんと見てます。

住 民2) 施工業者がね、いいと言っているからいいんですっていうことを言っているだけなんです、皆さん。だって、この台数にしたってね、何にも詰めてないんだもん。どういうトラックで、どういう積算を根拠でやっているのか、それを、あの次回説明していただけますか？

住 民4) 本当にね、甘いですよやり方が。あれだってね、定年退職している人も多いと思いますけどもね、もともとはね、企業で働いているんですけども、こんなね、やり方やったらね、アウトですよ、本当に。脇が甘い。だってね、今日が最初だったらわかりますよ。これだけね、この車両の問題がね、繰り返し繰り返し問題にもなっているのに関わらずですよ、今ご質問されているこの内容にきちとした数字が出てこないというのがね、もう、本当に甘い。だからね、信用できなくなるんですよ。いや、精神論で、精神論ですよ、本当。事故がないようにご迷惑かけないように、そんな美辞麗句、そんな100回聞いたって信じられないですよ。ほんと。どんどんどんどん崩れるじゃないですか。信用ならない。信用ならない、ほんと。こんなのね、何回繰り返しだって意味ないですよ。いいかげんにしてくれよ本当に。

事業者3) わざわざお越しになられているので確認を、

住 民2) 確認するなら確認して、具体的に説明してくださいよ。

住 民4) 僕がね上司だったらね、ほんとね、だめだってこんなの、こんな資料だめだってになりますよ。それから一番最初にあったようにね、住所も書いてない、一番最初に配りました。今日新しい方来てるわけですよ。何をやってるのかですよ、ほんとに。いや、ほんとに僕は上司だったの、冗談じゃないってなりますよ、こんな資料は。いや、みんなそうですよ、今、みなさん、考えて、思っていることはこういうことですよ。ふざけンなって、ほんとに。よく会社やってますよこんなん。

事業者2) ちょっと今、じゃあ確認させてください。ちょっと一度外させていただきます。

住 民2) 待ちましょう。

住 民4) いや、ほんとどなりたくないですけどね、いいかげんにしてくれですよ、ほんとうに、もう4回目ですよ。

住 民) その間にちょっと伺いたいんですけど。

住 民2) いや、待ちましょう、

住 民) 全然違う話なんですけど、

住 民2) いや待ちましょう。彼が責任者なんで。

・・・中断・・・

住 民5) これ今日こういう事話しますよという議題だけ1枚でいいから出してもらえませんか？これ7月6日にやって時間たつてると忘れちゃうんで。今日はこういう事話しますよという議題だけでも1回。それだけでもプリントして配ってもらえませんか。次回から結構ですから。

事業者1) 次回こういう機会があれば、またその辺は対応を考えさせていただきますので。こういう形でですね。すみません、言い方がちょっと悪かったです。すみません。

・・・再開・・・

事業者2) はい、お時間いただき申し訳ありませんでした。ちょっと今手元で計算、手元というか改めて確認をさせていただいた上でご回答させていただきますが、3往復、ちょっと計算式を申し上げます。3往復を9時間、で、1ヶ月あたり23日稼働するという計算をいたしております。それが3ヶ月。よって $3 \times 9 \times 23 \times 3$ 。で、これ1860になります。一方で、8000 m³と申し上げましたが、そこでm³とトン違いますので、1.6倍させていただいて、12800となります。この12800を1860で割りますと、7を切るくらいの数字になるかと思いますが。よって、その8トン車というところに申し上げたのは、ご指摘のとおり、8トンという積載量ではなくて、車両重量が8トンに対してのその6.何ガシっていう積載荷重のところから導き出されていると。ちょっと本当にざっくりの計算になっておるので、正確な数字には最終的にもなっていないんですね。一応シミュレーションとしてはそのような内容でございます。

住 民2) で、あそこの辻説法通りの大型貨物通行禁止っていうのは、8トン車は最大積載量は8トンまでであれば許されるというご認識なんですか？

事業者2) 8トン車という言葉がその定義が紛らわしくなっておりますけれども、積載ではなくてその車両重量として8トンであり、それに基づいてその大型の規制にはかからないところであるという認識です。

住 民2) だからそれはまあ、私は間違っている可能性が極めて高いと思いますね。

事業者2) 分かりました。改めて、

住 民2) そうであるとすれば、要するに特定中型貨物車も許されていない。要するに大型貨物通行禁止っていうのはね、ここのゼンリンのサイトによればですよ。ここは100%正しいかは分かりませんが、まあ一応信用できますよねゼンリンという会社で。ゼンリンのサイトによれば大型車両通行禁止のこの看板は特定中型というのも許されてなくて、要するに特定中型未満じゃなきゃいけない、特定中型未満っていうのは中型になるわけですけどもね普通の。それは最大積載量が5トンなんですよ、だから明らかに8トンと5トンで乖離がある。それから1万歩譲っていや単に大型だけダメなんですよと言ってもこのゼンリンのサイトによれば、大型の自動車の最大積載量は6.5トン以上なので、6.5トン未満でなきゃいけないはずなんですよ。中型になる為には、ということで、今のお話ですと、全然、そのこれが正しいとしたらですよ、本日は交通安全がどのくらいインパクトがあるかと、交通安全上、というまともな評価をできずにこれを進められているということになりますね。違いますか？そうでしょう。

事業者2) 今の私の回答及びご指摘を踏まえて、大きな乖離、我々の方に間違った認識があった場合は、あのご連絡させていただきます。

住 民6) それからですね。市とか警察とかっていう関係になるかもわかりませんが、私がちょっと以前に警察に聞いたところ、そこの辻説法通り10トン車はダメだと、8トン車まではOKだということだったんですね。それで8トン車とか7トン車とかまあ、あるんですかって、そこはちょっと分からないという話だったんですけども、条例ではまあそういうことになってます。でも私ざっくりと考えましたら、通るだけなら8トンでもなんでもいい。だけどあそこの途中、下車じゃないけど、途中に空き地があって出入りするというところまでは、警察とかそういうところまではちょっと予定してないかなというふうにも思うんですね。で、それを踏まえまして、1日3往復という計算でいらっしゃるんですけど、絶対計算通りにはいかないかなというのはですね、私毎日かけて上から見てまして、人とか人間とか自転車とか何とかいっぱい本当にすごいですよ。あの、土曜日日曜祝日見てもあまり変わらないですね。じゃあ、祝日が多いか、土曜日か、平日があれかというのはなくて、割合一定した人数、車両というのが、ちょっと何となくアバウトに分かるんです私ちょうど2階からよく見えるところですのでね。そうした場合、1日、1時間3往復という前提で、掛けるいくつとかで、3ヶ月、4ヶ月という計算でして、それこそ机上の何とかですけどね。してんですけども、あそこで人がゴソゴソ来る、人が、それを止めてもちろん、係の人が誘導するんでしょうけども、あくまでもそのお宅様のあれが優先ではないですからね。どこかで止まったり遅れたりという時間が、ロスが出てくると思うんですね。きっちり1時間3という計算自体もね、なんか私たちを納得させるためのなんかかかって思いますね。

住 民2) そもそも、その、積算のね、根拠は極めて疑わしいことが分かったので、それは本当に今説明できなかったらね、これほど重大な話ですから、きちっと次回説明してください。私はまあ当然次回やるべきだと思っているからそう言っているんですけども、あの、そこをお願いします。だってこれは決定的な違

いでしょう。積載量で計算しているのかね、積載量5トンで計算しているのか、積載量8トンで計算しているのかというのは、地域に対する負担が。ね。うなずいていらっしゃるならそれも議事録に乗るようにしてください。

住 民1) すみません、それで、その今ね、トン数とあれを教えてもらったんですけど、例えば、この工事現場に対して、どこからトラックが来て、そこで積んでどういう風に行くかというルートに関しても、明らかにしてもらわないと、ルートですね。さて、ここへこう来て往復していくわけですか、それと他のところから来て、ここで積んでいくわけですか、どういうルートを通して、って計画なんですか。これはもう決めたんですか、出入りのルート。

事業者2) ちょっといきなり回答にはならないんですけども、あの、先ほどからこのやり取りについて、このタイミングで行うべきなんだというご意見と、我々としては開発条例のところでやらせていただくんだというところの乖離というのはいつまでも埋まらないかなというふうに思っております。そのまま答えてしまうと、これからの検討になるので、今はそこまでの検討は進んでいないんですけども。

住 民1) いや、そんなことはないでしょう、だって

事業者2) いや、実際そうなんです。今答えられる回答はないです。

住 民1) 違いますよ。だってそのルートによって、例えば大変な影響があるということがあったら、この開発計画の、この地下の計画を見直してもらわなきゃいけないから、それは条例の段階では遅いんですよ。まちづくり条例の段階で本当はきちんと住民と協議しなきゃいけない問題なんですよ。もう決まっちゃって、だって条例の段階というのは計画はほぼ決まって、あとは各課協議でどこをどうするかという詳しい話になってきちゃうわけですよ。でも計画は前提なんですよ、条例は。だけど、このね、交通問題は命にかかわる問題で、しかも生活、皆さん、近隣の人たちの生活にかかわる問題なので、それだけの台数の車がこれから出入りするというのはきちんと合意形成をして、それやってもいいですよと話になってから、この地下を掘るということにしないといけないわけで、ところが各課協議になったらもうこの計画が前提ですから、計画見直しができないわけですよ。ですから今そんなことはできないなんて、これから先の話になるとまったくそれは事業者としては責任逃れでおかしいですよ。もう、計画がありきになってからの話は遅いんです。

住 民7) それは私も前回までも指摘させていただきましたけれども、この黄色いところに入ってからできることっていうのは、細かなその条例、そういうことの各課との合意っていうことですから、今みたいに地下はどうだっていうこと、満足する答えは得られませんでしたけど、ちゃんとどういう案を検討して、地下をなくす、減らす、そういうことについてどういう企画、検討をして、だからこうだったっていうようなことをリクエストして、一応それを今日出してくるというお話だったと認識しているんですが、それは意味がないからということで、口頭だけでそれはやめましたというお話ですよ。それで、次の黄色いところでっていうふうに言ってますけども、今の皆さんの関心事項ってやっぱり地下がどうだっていうことを、これ簡単に、例えば、今の搬出土量の話こんなに時間を使ってますけど、何トンの積載で、何だって、今って言われた話を、ここに一行書いておいてくれれば、どれだけこんな無駄な時間を使わないで済むか、それがなぜできないんですか。だからやっぱり、今おっしゃったようにね、まちづくり条例でやるレベルの話ですよ。そうでなければ、もうこれはごり押しでこの黄色いところに入っちゃいますよと、次でやりますと言いながら、実際にはもう何も変えられないっていうのは、今ご指摘の通りだと思います。

住 民8) 前回、それ、きちんと聞きましたよね。本当にステ。次の段階じゃないと説明できないと言われてね。で、じゃあできないものはどうするんですか。我慢してくださいとおっしゃったんですよ。でもね、このみんなの意見は、我慢できるような状態じゃないつってんですよ。だったら次のステージに進んではいけないよ。じゃないですか。それを、ね、この前私はそれは会社の意見なんですか？皆さん個人の意見なんですか？って聞いたら、個人の意見とおっしゃいましたね。いや、この議事録書いてありますよ。個人の意見だって。それだったら、ますます信用できないですよ。

住 民1) だってね、今ね、ルートが明らかにできないって言ったんだけど、それがね、黄色いね条例手続きの段階で明らかにして来たんじゃないんですよ。我々としては、例えばトラックがそれだけの台数が入るで、こういう感じのルートでトラックが入ってきますってことが明らかになったら、うちの駐輪場では何時の時間帯、何台ぐらいが来るってのが分かるので、お客さんにそれを告知して、皆さんの安全を図らなきゃ

いけないんですよ。それで、それに本当に自転車、バイクの出入りが耐えられるかどうかってことも、うちは検討しなきゃいけないので、場合によっては、それは危ないからやめてくださいっていうことを、警察なり市に言わなきゃいけない段階なんです。だけど、この段階でもう条例手続き入っちゃって、計画ありきになってしまったら、見直すっていうことは要求できなくなってしまう。ですから困るんです、本当に困るんです。命に係る問題ですよ。ルートを明らかにして、シミュレーションをうちなんかしなきゃいけないんですよこれから。

住 民2) これルートを明らかにできないというお答えで、私は非常に驚いたんですけども、2回目の説明、2回前の説明会では、あそこの計画地から宝戒寺の方に抜けるんですと、ということをはっきりおっしゃいましたよね、鈴木さん。

事業者1) え？

住 民2) 議事録にはっきり残ってますよね。

事業者2) 宝戒寺？

住 民2) 宝戒寺って要するに朝比奈の方に抜けるんですと。私の、要するに材木座の方に抜けるっていうことは考えてませんと。

事業者1) 北側に抜けるというお話ですね。

住 民2) おっしゃいましたよね、宝戒寺の方ってことなんですけど。だからそれで、その事業計画よりも南側の方が安心して、もう今日出ておられないわけですよ。それはね、今回、全く決まっていなかったということだと、前回、要するに欺いているということになりませんか、南側の人たちを。

住 民4) そうするとね、八幡様の方にも行く可能性あるんですか？決まっていなかったということは。僕らはね、当たり前だと思っているのは、あの朝比奈に抜けるかなと思うんですけど、そうじゃなくて、そこもあるし、八幡様の方にも行く可能性はあるんですか？それもわかんない。答えられないでしょ。そしたらここだけの話じゃないですよ。八幡様、あそこの前に通ってくるんですか、トラックが。大変ですよ。向こうの自治体でもありますね、北鎌倉からずっとこうですよ。全部やっていかないといけない。もう鎌倉中が渋滞とこういう話ですよ。だからほんとに、認識が甘い。

事業者3) あ、今の段階では、その我々やっぱり時期がはっきりしない中で、施工業者さんに話を持ちかけてもですね、明確な回答がやっぱりいただけないんですね。土砂の捨て場も、どこに捨てるかというのは、その時期時期によっても変わってくることもあるので、今、明確にこうだという事は言うてはもらえないんですけども、当然おっしゃるように、その時点だったり時期だったり、周辺の交通状況というの、おありになるのでわかっておりますから、できるだけ影響も少ないようにだったり、多少その遠回りになってこそ、なっても地元の影響を抑えるためにじゃあこうしようというのは、皆さんとご相談をさせてもらいながら決めていくことだと思うんですね。ですから今の段階では、ちょっと申し訳ないんですけども、こうだというのでも我々が断言できない、

住 民7) 断言求めるって言われたらそういうふうになっちゃうんだけど、なんでも、じゃあこれ台数どうしても増えたら2つのルートにしなきゃいけないって、A案、B案、せいぜいC案ぐらいまでしかないでしょ、この、ここに持ってくるの。そしたらそのぐらいのものがあって、この中で現在をこう検討してるっていうようなぐらいの説明ってちゃんと具体的にできるんじゃないの。でもできないっていうことで、その話が具体的にならなくて、できるだけやります。これじゃやっぱりここ、皆さんこれだけ関心事で同じようなことを繰り返してね、同じことを止まっちゃって、そちら次の説明いけないとかいつも言われてるけど、そこはその、なんていうか、精神論ばかりで具体的ににならないからそうなっちゃうんですよ。なんでそういうことがね、さっきの計画の話もそうだけど、その確約できる話はそれはゼネコン全部決まって、契約して、それはできないっていうのは、我々も聞けばわかりますけど、そうでない段階で事業者だから、いろんな案を検討して、その中で代表的なのはもうこれしかないだろうということを責任を持って、そこは説明できるはずだと思いますよ。

住 民5) そうだと思いますよ。A案、B案、C案あれば、そのシミュレーションを作ればいいんですよ。今おっしゃった、どちらに行くかわからないとおっしゃった場合、その場合、この場合はこういう状況になる、この場合にはこういう状況になるというのを我々に説明してくれれば、その中で、じゃあこういう時にはこ

という問題があるから、こういう解決策でいきますというので我々が納得できる、または納得できない。じゃあ全体的をこういうふうにしてほしいという順番を追って進めなければいけないと思いますよ。今おっしゃると皆さん思っている通り、なんか精神論的なこういう風に問題があればこういうふうには、その時点で住民の方々に問題がないように対応しますからというお話だけで、我々は納得ができませんという話を前からしていると思うんですよ。ですから具体的な今の数字を出すなら出して、それでそれにおいてルートをこういうふうに想定をする。でもこれができない場合にはこういうルートになる。その場合にはどうという問題が起きるというシミュレーションぐらいができるはずですよ。そのシミュレーション自体をやる体制を整えておられないお宅様たちに対して我々は不安を抱いているということになるんじゃないかなと思うんですけどね。

住 民3) この地下の話ね、もう前々回も3回か4回ずっとやっているじゃないですか。ね。だから私のさ、前にも前回も、前々回もね、提案したように掘るのをやめなさいと。ね、それで何かビジネス的に成り立たないとかどーのこーのと言われてるけど、それはバイカーの問題なのか、何の悪いかわかんないけどね。廃棄する土砂の量のね、金額とトラックの費用と運送業者さんの費用と、なんだかんだやって、数字を見せてよ。なんか採算が取れないとか冒頭に言ってたでしょ。だから前回も私が言ってるように、だから数字をちゃんと見せてよ、PLを。土砂を止めた場合にこうですと、ね、このまま継続したらこういうふうになりますと、これだけ工事費がかかりますと。だってさ、隣1軒おいてその隣に駐車場が2つあるんだよ。ね、あの駐車場買い取っちゃえばいいんじゃない。ね、金額結構高いかもしれないけど、土砂を掘ってね、これだけ皆さんから問題だと言われていてね。何故止めないの地下を。やめなよ地下。

事業者2) そちらについては、今日冒頭でご回答させていただいたとおりなので、大変ご要望として十分賜っているものの、ちょっとそこには答えきれない、答えられないかなというふうに思っております。

住 民3) だからさ、何回も前々回も言ったようにね、数字を見せなさいよ。数字を。

事業者2) 数字を見せるわけにはいかないです。

住 民3) なんで？

事業者2) それはお断りします。申し訳ないです。

住 民3) だってさ、言葉だけでさ、採算が取れなくてビジネスになりませんから、地下やりますと言っているんだよ、今。これだけ皆さんがさ、関心事でね、これだけ問題があつてダメだとかね、交通渋滞がとかいろいろ言っているじゃないですか。そんなの3回前、4回前からさ、言ってんじゃん。

事業者2) あ、今、地下の話であり、交通量の話であり、さまざまにご意見いただいております。で、そこがさらにこの現段階で、まちづくり条例の段階で協議すべきことなんだというご意見を多く、たくさん、強くいただいていることも改めて認識いたしました。しかしながら、やはり我々として、やっぱりこのタイミングでそこまで説明するというのが、本当にしかるべく対応なのかどうかというところは、どうしてもやっぱり疑問としては残っているというところでございます。なので、

住 民8) それは、あなたの意見ですよ？会社の意見ですか？

事業者2) 私が喋っているということは会社の意見と思っていただいて結構です。なので、本日につきましては、もう一旦、一旦と言いますか、我々としては、もうまちづくり条例の説明会としては完了したという認識で、鎌倉市に、行政に 確認を取りたいと思います。その認識、

住 民2) それはおかしい、

住 民1) ちょっと待って下さい。先程ねこちらの方が言われた通り、これ条例手続きになるともう殆どの計画は決まって、こういう建物、こういう地下作ります。それで、後は各課協議で細かい所を詰めると言う手続きになっちゃうんですよ。で、ところが今回最大の問題、我々今日初めて出て問題点をより認識させられたんですけど、それから自治会に今日初めて出た方もいられますけど、これだけの大きなダンプがねあれする、大きな工事がここでやられてしまうと、それで近隣の人々の生活に対する不安とそれから我々のところでは、駐輪場の利用者に対する非常に危ない問題が発生するということがわかって、つまりそれを解決するには、この地下を見直してもらわなきゃいけないということになるわけですよ。そうすると、もうね、条例手続きに入ってから細かいことを言われても、計画見直しということはできない段階なんです

よ。ですから、そのそういう基本に関わる問題は、まちづくり条例の段階でやらなければ計画見直しということにならないので、我々は再三それをさっきから言っているわけですよ。それを、

事業者2) あ、まちづくり条例のプロセスとして、ここで終わるわけではないです。この後、皆様から意見書もいただきますし、我々はそこに回答書も渡しますし、

住 民1) 説明できなかったから、言っているわけ。だけどそれを説明いただいて、きちんとした協議をして、我々に納得するかしらない、いや、だったら地下を削ってください、止めてくださいという話になってしまうので、そういう前提のある話ができないで、どんどん先に行ってしまうというのは、やっぱりおかしいということを再三言っているわけですよ。

事業者3) 申し訳ないんですけども、地下を変更するというつもりは全くございません。このまま、そうせざるを得ないという、ご説明させていただいたとおりなので、地下の計画はこのまま進ませていただきたい。ただ、そのために、いろいろなご心配な交通の問題ですとか、いろいろなことについては、今後もずっと真摯にお話をさせていただいて、できる限り、ご迷惑はおかけしてしまうのもよくわかっているんですけども、最小限にするためにどうするか、もちろん汗をかいったり、コストをかけたりということは厭いませので、そこはいろいろご指導いただければと思います。

住 民2) あのね、まちづくり条例ではね、計画をやっぱり説明をしなきゃいけないということがあって、その前提としては、私も市に確認しましたがね、きちっとその住民と対話をするとその中でね、という主旨になっているわけです。で、これ地下の話にずっと議論が集中して、まあ、事実上そこで止まっているわけですけども、地下の話についてね、ここまでみんな心配をしているのに、私もびっくりしたんですが、その台数の根拠すらね非常に曖昧だと。どういうトラックを使って、どういう計算をしたかということもわからない。というのは、私はね、事業者の説明としては、全く不十分だと思います。それで、お名前なんておっしゃいましたっけ？

事業者3) ■■■です。

住 民2) ■■■さんは、そのできるだけ迷惑がかかわらないように努めるという精神論をおっしゃるけれども、その前提はね、これはどのくらいその総量としての迷惑量、本件でいうと車の台数ですよ。総量としてどのくらい車の台数が、トラックの台数が必要なかということすら、ここで皆さん自信を持ってお答えできないわけですよ。ということは皆さん考えたことないわけですよ。本当にこれがその8トンなのか5トンなのかね、それは全部聞いていると。業者に検討したらそう言っているだけだということで、ということから考えても全くこれは、その一点だけをとってね、皆さんが真剣にどのくらいこれが事業計画、としてその近隣に負担をかけるかっていう全体の総量すら把握しないで、ひたすら頑張りますから迷惑かけないように努力しますから、でも迷惑はかけますよっていうことをずっとおっしゃってる。それはね説明会じゃないですよ。

事業者3) いや、ただ1時間あたり3台3往復、これは週5日で3ヶ月から4ヶ月ほどというのが、少なくともダンプの交通量の数字なんで、これが8トンということでその細かい認識はご指摘のように我々もきちっと把握しきれなかったところはありますけれども、

住 民2) そこはどうして細かいの？最大積載量を8トンで計算するか5トンっていうのがね■■■さん、それが細かい話ですか？まず細かい話だと思ってるんですかあなたは、どうやって8トンと5トンの違いが、

事業者3) ダンプ、我々感覚として土砂を運び出す搬出するダンプという大きさだったり、ご迷惑の量というのは、経験として分かっている部分もあって、相応のご迷惑をおかけするという認識はもちろんあります。

住 民2) 相応の迷惑というそういうその感覚じゃなくてね。

事業者3) ただそのトラックに何トン積まれているかという、

住 民2) いや違う、

事業者3) 認識がなかったところは、

住 民2) いやいや違う。何トン積まれているかというのは、要するに何トン積めるトラックが入れるかということなんですあの道路に。

事業者3) はい。

住 民2) 8トンまで積めるトラックが入れるのか、5トンまで積めるトラックが入れるのかによって、正直言ってトラックのサイズというのは、もちろん5トンの方が小さいですけど、台数ベースでいうと、明らかに5トンにした方が増えるわけです。

事業者3) そうですね。

住 民2) それをすらね、ご自身で把握していないで、私がこういうそのゼンリンのデータをもとに説明しても、何の有効な説明すらいただけない。調べてみますと言っているのは、聞いた業者はつかまらなかったんですよ？

事業者2) いや聞きました。

住 民2) じゃあ、業者は何トン前提だっていつてんの？8トン前提だっていつてんの？8トン車。

事業者2) 今、先程回答した通り、

住 民2) それは、あそこの道は8トン通れるって認識なのね。今の規制で。

事業者2) まあ、8トン、

住 民2) 最大積載量8トンを通れるという前提で見積もっているというふうに言っているわけですね。

事業者2) いや、今の先ほど回答した内容というのは、その結果が出てきた数字で8よりも低い6点いくつという数字ですので、8トンが、8トンが積載量ということではない。

住 民2) でも、この特定中型になったら最大積載量は5トンですからね。だからそこは聞いているの？特定中型はそこは通れるかどうかというのはい聞いているのこの業者に？認識は。

事業者2) そこの認識は聞いておりません。

住 民2) だから全然ダメなんです。どうせ、業者のね、どういう形で回答したかも詰めずに、すなわちどのくらいこれは本当にその地元に迷惑がかかるかということを目に把握しないでね。なんか、それは細かい話ですとか言うのは僕はおかしいと思うし、大きな話ですよ。だってその8トンと5トンだって1.6倍違うんだから。というのは8トン車で6.5トンしか積めないってことは、要するに盛り切りで積みませんからね。5トン車だと実際は5トンも積めないんですよ。多分、4トンとかね、それなんです。ということは、実際上が8トンと5トンで1.6倍程度、あるいはもっとそれ以上の差が出てくるというのが常識だと思う。そうすると、その全体のその交通量が1.6倍かかる可能性があるかどうか説明すらできないで。それで迷惑、全体の迷惑を減らすとか減らさないとかね、言われてもそれはもう全く信用できない。それから説明会としての体をなしていないんですよ、それは。説明会っていうのはやっぱりね、そういったことをやっぱり事実をどんどん開示してもらって、それでどうするかということをお話し合うのが説明会でしょう。一応、計画について話しました。まあ計画、はっきり言ってまだ全体をお伺いしていないんですよ。でも、計画について話しました、話した説明会というものじゃないんですよ、これは。そこはね、全然はき違えておられる。それからね、もう一つ、非常にこれはね、今、重大だと思ったんですが、要するに、過去2回目か3回目かの前の説明会でね、あそこから南側は車を通すことは考えていないということをはっきりおっしゃって、まさにそういう、あの地域の人たちは安心をされてる。にもかかわらず、それがね、今全く決まっていますという説明をされるのであれば、改めてね、南側の人もね、お呼びして、それをね、きちっと説明するべきですよ。そうじゃないとね、それはあの、欺瞞ですよ。

住 民9) いや、あの、私南側の町なんですけども。前、北側に行くと言われますけども、それがまあ、きつく言えば信用できない。工期が遅れてきたり、北側に運べなくなれば、当然南側に来るっていうのが、我々が事業者だったらそんなことは誰だって考えるんだから。だから北側しか行きませんと言っても、まあ割と信用していないです。

住 民2) だから、南側で他のね、方々で安心している方は、方もいらっしゃるんで、私がプロセスとしては、本当にそれ、そこは決まっていないということであればね、そこはまずね、皆さんに改めてそれを説明をされて、ないと、これは説明会として、その度ごとに誤ったことをおっしゃる。それで、でも結果的には南側はやっぱり通るんですがということになってしまうというのは、説明会のプロセスとしても良くないと思

いますよ。そこはね、今の話、ひとこと思っても、今度南側の人に、鈴木さん、説明していただいて、やっぱりね、変わりましたと、我々考えて。あれは撤回しますと。ついてはもう一回説明会にね来てくださーい、ということをやさるべきじゃないですか。

住 民1) あ、交通問題にとってはね、非常に極めて大きな問題なんで、今日私は本当に初めて来たんですね。それで、うちの駐輪場だけじゃなくて、うちの裏にはスイミングクラブとスポーツクラブがあって、子供たちの駐輪場もうちは管理してるんですけど、たくさんの子供たちがスイミングスクールで自転車こいでくるんですね。で、そういう人たちも含めてその父兄ですね、説明会をしていただきたいですね。今のトラックがそれだけ出入りしますということを、皆さんの前できちんと説明していただきたい。皆さん、反対の声を上げると思いますよ。だけど、そのことをいきなり始まってから知らせるんじゃないで、今の段階できちんと説明する義務があると思いますよ。

住 民8) これ、この近くに学校ってないんですか？

住 民1) 通学路ですよ。

住 民8) いや、だったら小学校とかね、小学校の関係者呼ばないと、ダメなんじゃないんですか。

住 民3) だから、こないだもね、言ったようにね、あの道の奥にはね、付属小学校があるでしょ。で、その奥にはさ、清泉のね、女子校があるじゃないですか。で、うちの前にさ、やっぱり小学校の小さい子とかね、中学生とかが、その時間になるともう、相当行ったり来たりしてるわけですよ。だから、小学校もあるなんて認識してるでしょ。例えば、

住 民1) 通学路ですよ。

住 民3) 通学路ですよ。

住 民1) うちの駐輪場で市から委託受けて、交通見守り運動やってるんですけど、御成小学校行く子どもたち、朝たくさん行きますよ。通学路ですよ。

住 民3) そうだね。

住 民1) で、子どもたちの安全大丈夫なんですかね。本当にそれも心配です。

住 民8) 3ヶ月って夏休みの間に終わらないんですよ。休みの学校の休みの間に。だから、じゃあ今年の夏休み1ヶ月やって、来年1ヶ月はそんなことで、

事業者3) どこでも学校はありますんで、事故が起こらないようにどう工事をするかということだと思っうんで。

住 民2) それは全くの具体性がないんですよ。だってあそこはね、鎌倉市で一番その危険、歩行者にとって危険な道路だと、ということが市議会であ、

事業者3) あの狭さだったり、あの危険な道路であることは我々も、

住 民2) 一番危険な道路だと認識されているんですよ。

住 民) 学校の関係者に説明したんですか？

事業者1) してないです。すみません、今回のこのまちづくり条例の手続きそのものが、今回まちづくり会の方から説明会の要請がありました。それが当然期日が決まっている中で申請をされて、私ども説明会の段に至っているわけなんですけれども、本来的に言うと鎌倉市のまちづくり条例に関しては、掲示が原則なんですね。ただ私どもとしては当然説明会が必要かなとは、もともと考えてもいた中で、そういったご案内を頂戴していると。今、小学校に行ったか行かないかということに、

住 民2) 鈴木さんちょっとね、今の言い方は非常にミスリーディング。

事業者1) ちょっと僕の話聞いていただきたいんですが、

住 民2) いや違う、違う

事業者1) ミスリーディングとか、その私のね話を、

住 民2) 要するにあなたの言っていることは間違っている。要するに、

事業者1) なんで私が全部間違っているとか断定されてしまうんでしょうか？

住 民1) だったら説明します。要するに、まちづくり条例に基づく説明会というのはね、もちろんまちづくり団体の説明会を開いてくれということを要求したらね、それは開かなきゃいけないんですよ。ただその開くときは、そこで意見を言える代表者は、者はね、別にまちづくり団体に、あるいは自治会に限らずに、誰でも言えるんですよ。

事業者1) 今、そのこと私お話ししてないですよ。手続きの話をしただけで、小学校に説明したかしないかの話の前段の話をしただけじゃないですか。

住 民2) これほどね、その要するに通学児童に対する危険というのは、今から2回目のね、あそこあの大路ビルの時にも明らかに出ていると私の記憶はある。そうすると当然それは近隣の学校に対する説明をするべきだというのは、まともな意見だと思いますよ。

事業者3) 今後してまいります。必要に応じてして参ります。

住 民3) もう一回言うとね、あの通りはね、いい？付属小学校のさ、真っ直ぐ行ったところの突き当たりであって、そこから右に行って、朝比奈に抜けようって時にね、清泉のね女学校もあるし、学校がいっぱいあって、うちの前はだから、その時間になるとぞろぞろ通ってますよ。

事業者2) 分かりました、はい。

住 民3) それをちゃんと見たの？見てないだろ？業者が見ただけで。

事業者2) あ、もうすいません、大変申し訳ない。ご要望に沿える回答もできてない中、大変申し訳ないんですけども、もう、ちょっとこれ以上は進まないと思います。今日、これで終わります。終わらせてください。はい、以上です。はい、終わり。

住 民3) それでは、また次回はやるわけ？

住 民2) 分かりました。予定時間も終わらずに終わらせたということです。

事業者2) まちづくり条例に伴う説明会は終わらせていただきます。

住 民2) それは全く、

住 民) あの辺を尊重してくださいよ少し。

(ラ・アトレ 退席)

*説明会終了

以上

作成:株式会社オリジナルワーク
鈴木

令和6年8月19日

ご近隣の皆様へ

ご 案 内

拝啓 皆様方におかれましては益々ご清祥のことと存じます。

さて、弊社等で計画中の（仮称）鎌倉小町PJについて、鎌倉市まちづくり条例第37条第5項の規定に基づき、下記日時に住民説明会を開催させていただきます。

当日の説明資料として、事業者想定工程表、各階平面図・立面図・断面図・外観鳥瞰パースを事前に配布させていただきますので、ご査収ください。

ご多忙のこととは存じますが、ご参集くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

開催日時 令和6年8月25日（日） 17:00～19:00

開催場所 鎌倉生涯学習センター（きらら鎌倉） 第6集会室

＊前回の集会室と異なりますので、お気を付けください。

（鎌倉市小町1-10-5：裏面地図参照）

以上

事業者 東京都港区海岸1-9-18 国際浜松町ビル7階
株式会社ラ・アトレ

設計者 東京都渋谷区恵比寿南1-14-1-402
有限会社ケミカルデザイン一級建築士事務所

総合企画 東京都文京区湯島1丁目3番4号
株式会社オリジナルワーク 一級建築士事務所

「お問い合わせ先」

東京都文京区湯島1-3-4 KTお茶の水聖橋ビル2階
株式会社オリジナルワーク一級建築士事務所

03（3868）3001 担当：鈴木

＊平日9:30～17:30 土、日曜、祝日は留守番電話での対応となります。ご伝言頂ければ折り返しのご連絡を入れさせていただきます。

【案内図】



[illegible]

2階建ての集合住宅 全10戸の低層住宅群として計画
敷地外周部に緑の干渉帯を設定いたします。

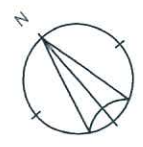
棟ライン
敷地中央付近に建物の最高高さラインとなる「棟」を設定。
南北に屋根勾配を設定し、周辺に対して圧迫感を抑制する屋根計画とします。

棟ライン
敷地中央付近に建物の最高高さラインとなる「棟」を設定。
南北に屋根勾配を設定し、周辺に対して圧迫感を抑制する屋根計画とします。

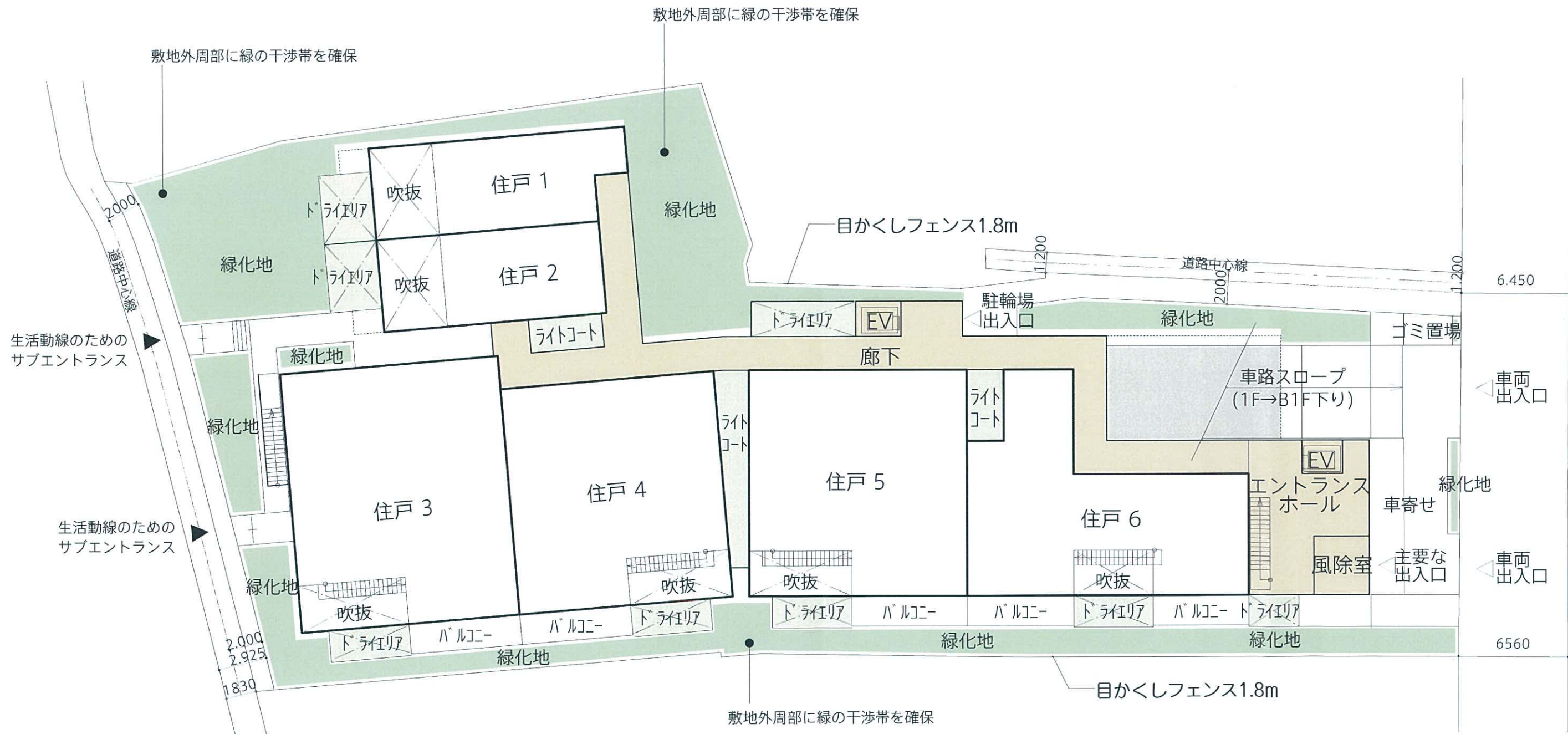
申請建物
建築面積:1200.00㎡
延床面積:3400.00㎡
階数:地上2階、地下1階建
最高高さ:8.200m
主要用途:共同住宅(ファミリー10戸)

※B1Fに駐車場14台・駐輪場14台設置を予定しています。

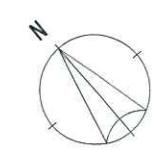
↓ 屋根勾配方向を示す。



事業区域

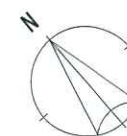


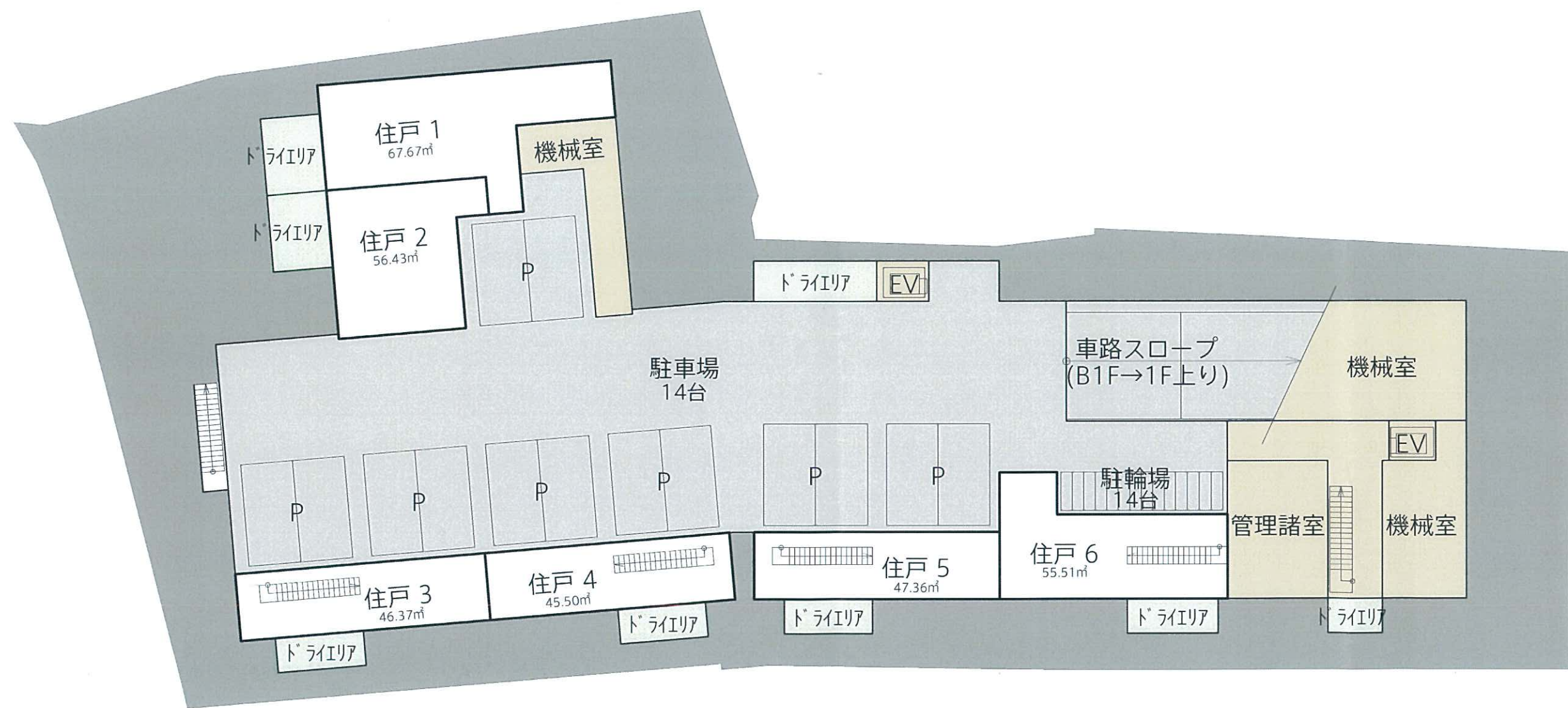
1 階平面図



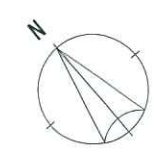


2階平面図





地下 1 階平面図



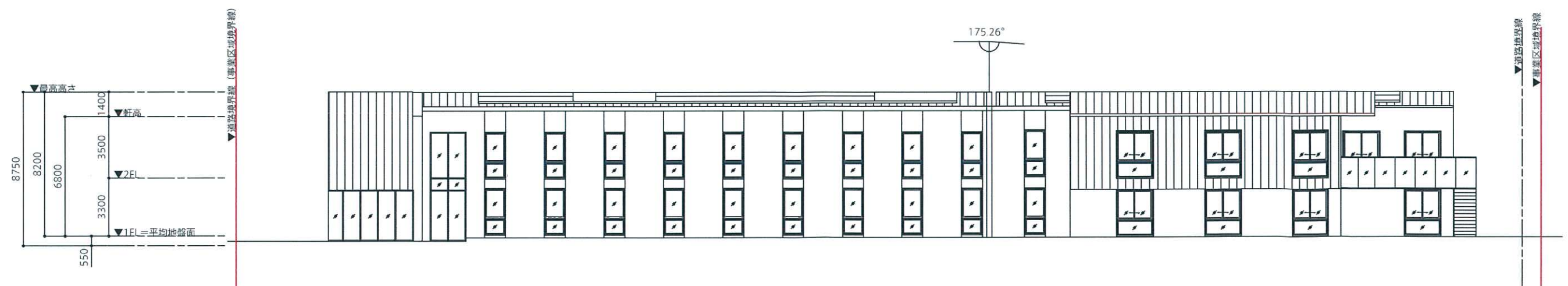


南西側立面図



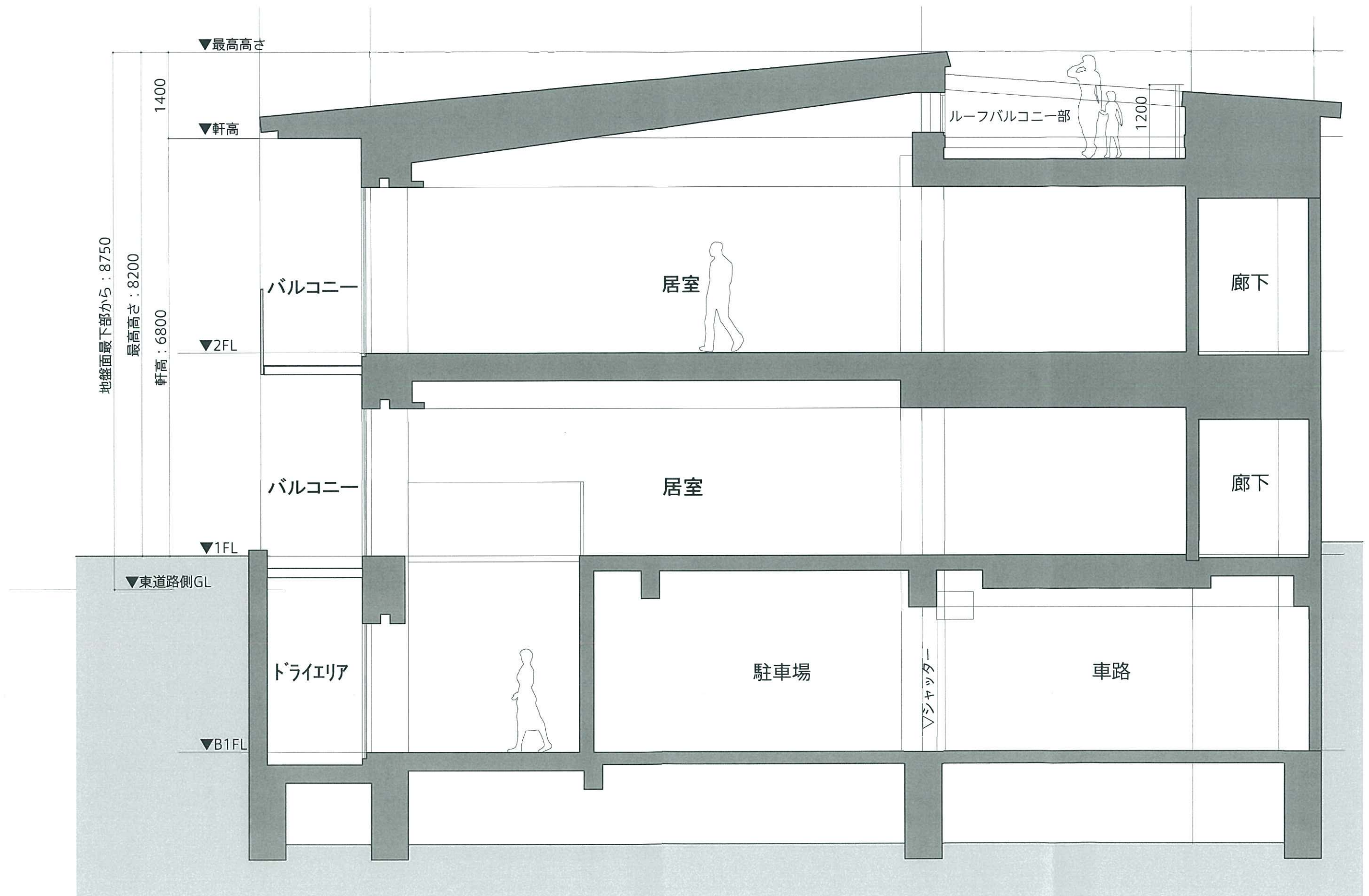
南東側立面図

北西側立面図

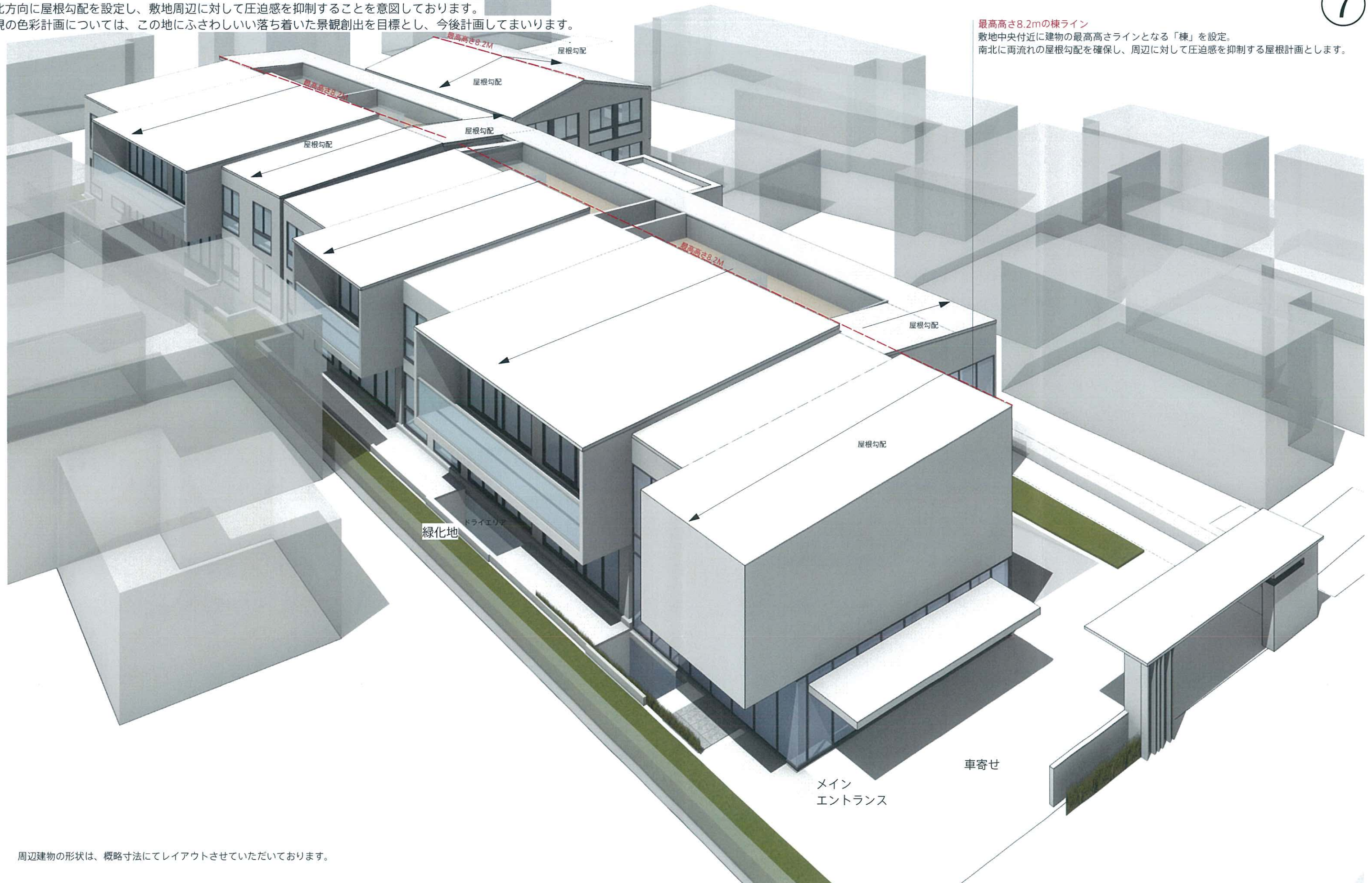


北東側立面図

※ガラスは全て透明ガラス



0邸の集合住宅として、個人住宅のスケール感に分節し、街並みに調和させることを目指しております。
南北方向に屋根勾配を設定し、敷地周辺に対して圧迫感を抑制することを意図しております。
外観の色彩計画については、この地にふさわしい落ち着いた景観創出を目標とし、今後計画してまいります。



周辺建物の形状は、概略寸法にてレイアウトさせていただいております。



周辺建物の形状は、概略寸法にてレイアウトさせていただいております。



周辺建物の形状は、概略寸法にてレイアウトさせていただいております。